別紙

変更後の使用目的に係る資料

法第１３条第２項各号の要件を満たす理由

|  |  |
| --- | --- |
| 法第１３条第２項第１号  （必要かつ適当で代替性がない） |  |
| 法第１３条第２項第２号  （農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない） |  |
| 法第１３条第２項第３号  （農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがない） |  |
| 法第１３条第２項第４号  （担い手の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがない） |  |
| 法第１３条第２項第５号  （土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがない） |  |
| 法第１３条第２項第６号  （土地基盤整備事業完了後８年を経過している） |  |

＊状況により図面等を添付してください。

６要件着眼点

農振除外の６要件について

**１号要件** 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、 農用地以外に代替する土地がないと認められること。（必要性・代替性）

□ 除外予定地が、その除外理由である事業または居住等の目的からみて必要最小限の面積であるか。（規模妥当性）

□ 除外後直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか。（緊急性）

□ 農用地区域外の土地について選定検討したが、選定できない明確な理由があるか。

□ 自己所有のすべてについて検討したか。新たな土地取得は不可能か。

□ 農振整備計画の達成に支障がないか。

**２号要件**農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

□ 地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障がないか。

□ 農用地利用の集積および農用地の集団化に関する目標の達成に支障がないか。

□ 除外申出地について、農業を担う者が特定または確保が見込まれているか。

**３号要件** 農用地の集団化・農作業の効率化そのほか土地利用上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

□ 農用地を細断することのない農用地区域の周辺部又は集落介在か。

□ 効率的な農作業を行うために必要な農地の連担性に影響はないか。

□ 除外が土地利用のスプロール化、混在化を招くことがないか。

□ 日照・通風及び雨水・汚水等の放流により農業への影響が生じないか。

**４号要件** 効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

**５号要件** 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

□ ため池・防風林・かんがい排水施設・農道等の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

**６号要件** 土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。

□ 事業完了とは工事完了の公告があった日として取り扱う。

□ 土地基盤整備事業は、防災事業など農業の生産性の向上を目的としないものを除く